

光量子センシング社会実装コンソーシアム 規約

2023年7月28日制定

(目的及び設置)

第1条 量子もつれ光等を利用した光量子センシング（以下、「本研究領域」という）の将来性に共鳴し、社会実装に意欲的に取り組むデバイス、モジュール、システム、ソフトウェア、アプリケーション、及びサービスの各業界の企業やそれらに関連する組織体及び本研究領域の研究者等により構成されるエコシステムを京都大学が起点となり形成することを目的として、光量子センシング社会実装コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）を京都大学大学院工学研究科に設置する。

本コンソーシアムは、本研究領域の学術の持続的な発展、光量子センシング技術の基礎・基盤研究から社会実装への橋渡し、及び人材育成に貢献する。同時に、会員間の交流等により、会員間の信頼関係の醸成、サプライチェーン関係の構築を働き掛け、迅速な社会実装に繋げることにより、わが国の国際競争力の強化を目指した光量子センシング技術の早期ビジネス化に貢献する。また、オープン&クローズ戦略において、クローズ（競争）領域における個々の企業との産学共同研究で生まれる学術的成果を本研究領域に興味を持つ他の企業等へと波及させる役割も担う。

(代表者)

第2条 本コンソーシアムの代表者を京都大学大学院工学研究科・教授 竹内繁樹とする。

(構成員及び年会費)

第3条 本コンソーシアムは、本コンソーシアムの目的に賛同する次の者により構成されるものとする。なお、年会費は各年4月1日から翌年3月31日までの分とし、10月1日以降に参加する場合は、その半額とする。

(1) 代表者

(2) コア会員 年会費：300万円

代表者らと社会実装を目指した共同研究を実施している企業等の法人。新たにコア会員となるには、現コア会員の承認を必要とする。入会時の申込代表者は、入会する企業等の法人における研究・開発の方針策定が可能であり、かつコア会員としての参画の決裁権者であること。

(3) 一般会員 年会費：50万円

本研究領域に関し、オープンな情報収集・交流を希望する企業等の法人。

(4) オブザーバー

本研究領域の研究者で、大学あるいは公的研究期間等に所属する教員及び研究者、あるいは名誉教授等で、代表者が依頼し賛同した者。

(5) アドバイザー

本研究領域の研究に高い見識を有する者、もしくは京都大学における本コンソーシアムの関係部局の代表に相当する者で、代表者が依頼し賛同した者。

(6) 事務局

(入会等)

第4条 本コンソーシアムにおける入会等については次のとおりとする。なお、退会、除名、解散後も第11条の秘密保持義務は遵守しなければならない。

- (1) 入会 第3条のコア会員、一般会員への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、代表者がこれを承認することで入会とする。なお、入会後は京都大学が発行する請求書に基づき年会費を支払うものとする。
- (2) 退会 退会を希望する者は、代表者に申し入れることによりいつでも退会できる。ただし、年会費の返還はないものとする。
- (3) 除名 本規約に違反する等、本コンソーシアムの活動に支障があると代表者が判断した場合は除名することができる。
- (4) 解散 代表者は各会員と協議の上、本コンソーシアムを解散できるものとする。なお、京都大学の責により年度途中で解散するときは、年会費の一部を返還する。

(会員への提供)

第5条 本コンソーシアムは、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 光量子センシング技術の最新の研究から生まれる学術的成果の情報提供による共有
- (2) 光量子センシング技術に関する動向の情報収集及び調査研究
- (3) 光量子センシング技術の革新的かつ具体的な応用分野の検討
- (4) 光量子センシング技術の研究成果の取扱い及びライセンスについての協議や斡旋
- (5) 光量子センシング技術に関するビジネスモデルの検討及び会員間でシナジーを高める方法の議論
- (6) 光量子センシング技術への基礎研究への助言
- (7) 光量子センシング技術の人材育成及び教育への貢献
- (8) その他会員間で協議し、代表者が承認した事項

(会議及び行事)

第6条 事務局は、以下の会合等を開催する。各会合等の参加者を次の各号に記すが、代表者が必要と認めた者は出席できるものとする。代表者は以下の会合すべてに参加できる。

- (1) 総会 第9条に記載。事務局、コア会員、一般会員が参加する。アドバイザーも参加できる。
- (2) アドバイザリーボード 本研究領域の方向性、及び本コンソーシアムの発展に対して、高い知見と見識から助言を行い、ビジネスモデルの検討、企業間のシナジーを高める方法等を議論する。年度に1回実施する。コア会員からの要望等により、代表者が臨時で招集し、追加開催できるものとする。事務局、第3条第1項第2号に定めるコア会員の申込代表者（もしくはその代理）、アドバイザーが参加する。
- (3) コア会員幹事会 コア会員の信頼関係を醸成し、事務局あるいはコア会員から本研究領域の最新の研究から生まれる学術的成果の先行的な情報提供を元に、具体的な応用分野を議論する。年度に2回実施する。事務局、コア会員が参加する。
- (4) セミナー 本研究領域の最先端研究について、外部講師等を招待し、講演を行う。年度内に3回程度実施する。事務局、コア会員、一般会員、アドバイザー、オブザーバーが参加できる。一般会員からの参加は最大5名までとする。
- (5) 意見交換会 本研究領域の関係者が自由に意見を交換できる場とする。年度内に2回程度開催する。事務局、コア会員、一般会員、アドバイザー、オブザーバーが参加できる。
- (6) 知財会議 本研究領域の研究成果に係る知的財産の取り扱い及びライセンスについて協議、斡旋を行う。事務局あるいはコア会員からの要望等により、代表者が招集する。事務局（知財担当者を含む）、コア会員が参加する。
- (7) 相談会 一般会員からの要望がある場合、本研究領域に関することについて代表者もしくは代表者が指名する者に相談できる。各一般会員1年度に1回まで開催を要望できる。事務局及び希望した一般会員で実施する。

(運営及び事務局)

第7条 本コンソーシアムの運営は、代表者の指示により、京都大学に設置する事務局が担当する。また、事務局から業務の一部を外部に委託できる。

(公表事項)

第8条 本コンソーシアムの概要並びに参加する会員名、アドバイザー名は公表するものとする。ただし、非公表を希望する者を除く。

(総会)

第9条 年度に一度、前年度の経理報告等を行う総会を実施する。他に、代表者もしくは複数の会員の発議により、臨時総会を開催できるものとする。

(知的財産権)

第10条 本コンソーシアムの活動により生じた発明等については、当該発明等に係る関係者間において協議によりその帰属や持分を定めるものとする。

(秘密保持)

第11条 本条第2項、第3項、第4項に定める機密情報については守秘義務を生じるものとする。本義務は、2023年10月1日以降に開示されたコア会員機密情報及び会員機密情報については、当該開示後3年を経過したのち効力を失う。また、第5条において会員へ提供される配布物は、代表者の許可なく本コンソーシアムの会員以外に提供してはならない。

2 本規約において「コア会員機密情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 他のコア会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、開示者が「コア会員外秘」の表示を付すことにより、特に機密である旨を明示した情報

(2) 他のコア会員又は事務局から口頭で開示された情報であって開示の時点で機密である旨が指定されかつ開示後14日以内に「コア会員外秘」の表示を付すことにより機密である旨を書面で通知された情報

3 本規約において、「会員機密情報」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 他の会員又は事務局から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、開示者が「会員外秘」の表示を付すことにより、特に機密である旨を明示した情報

(2) 他の会員又は事務局から口頭で開示された情報であって開示の時点で機密である旨が指定されかつ開示後14日以内に「会員外秘」の表示を付すことにより機密である旨を書面で通知された情報

4 第2項、第3項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、コア会員機密事項及び会員機密情報に該当しないものとする。

- (1) 既に公知のもの又は受領者の責によらず公知となった情報
- (2) 受領者が既に保有している情報
- (3) 受領者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 受領者が会員機密情報によらずに独自に開発又は知りえた情報
- (5) 開示者がかかる守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

(経理)

第12条 本コンソーシアムの事務局は、年度毎に経理報告を行う。なお、年会費のうち20%相当を京都大学桂地区(工学研究科)事務部の事務費として徴するものとする。

(期間)

第13条 本コンソーシアムは、2023年10月1日に開始し、2028年3月31日まで実施する。なお、代表者の判断により延長することができる。

(免責)

第14条 本コンソーシアムの活動は、すべて自己の責任において遂行されるものであり、いかなる事故や損傷等が生じても本コンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第15条 この規約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの規約に定めのない事項については、代表者が事務局および関係会員と協議の上、解決するものとする。

以 上